

第1章 平成25年度の共同研究の概要

平成25年度の「日中共同研究」では、日本と中国との知的財産に関する有識者とともに、両国の知的財産戦略及び法改正の動向について振り返るとともに、現在の知的財産制度が抱える課題を共有し、健全な知財制度の構築に資する研究資料となることを目的として、以下の会議等を行った。

1. 研究者会議

(1) 第一回研究者会議

日時等：平成25年(2013年)11月18日（開催地：北京）

テーマ：日中知財戦略に関する共同研究について

参加者：以下のとおり

◎ 中国社会科学院 知識産権センター：

李 明德教授、管 育鷹教授、唐 広良教授

◎ 中南財經政法大学 知識産権研究センター：

吳 漢東教授、熊 琦副教授、詹 映副教授

◎ 日本側学識経験者：

中山 一郎教授（國學院大學）、大森 陽一専務理事（知的財産研究所）

◎ 日本貿易振興機構北京事務所知的財産部

亀ヶ谷 明久部長、高祖 紀史副部長

◎ 知的財産研究所：

中島 成研究部長、高野 陽子主任研究員、井手 李咲研究員

第一回研究者会議では、本共同研究を開始するに当たり、研究テーマを選定する前提として、日中両国のこれまでの知的財産戦略について振り返るため、参加した日中双方の研究者より発表が行われた。

中国側の研究者からは、まず、中南財經政法大学の吳漢東教授より、これまでの中国の知財戦略実施についての評価等に関する発表があり、次いで、中国社会科学院の李明徳教授より、中国の知財戦略の実施における諸問題について紹介があった。日本側の研究者からは、まず、中山一郎教授より、日本の知的財産推進計画、知財戦略本部を中心とした知的財産戦略について紹介があり、次いで、大森陽一専務理事より、知的財産制度の抱える問題点についての見解に関する発表があった。

続いて行われた全体討議の中では、中国が抱える知的財産に関する課題は、日本を始めとする諸外国の問題と共通する点があること、そして基礎的な知的財産制度の研究は、現実的な課題の検討にもつながるという点を、出席した研究者で共有し、平成25年度の共同研究では、両国の知的財産戦略の比較研究をメインテーマとし、具体的な制度・運用に関する研究も併せて行うことを参加者で確認した。

(2) 第二回研究者会議

日時等：平成26年(2014年)1月22日（開催地：東京）

テーマ：知財制度における現状の課題と向かうべき方向性について

参加者：以下のとおり

◎ 中国社会科学院 知識産権センター：

李 明德教授、管 育鷹教授、唐 広良教授

◎ 中南財經政法大学 知識産権研究センター：

呉 漢東教授、熊 琦副教授、詹 映副教授

◎ 日本側学識経験者：

中山 信弘教授（東京大学名誉教授、明治大学特任教授、知的財産研究所会長）、中山 一郎教授（國學院大學）

◎ 特許庁総務部国際政策課：

大河 卓郎中国係長

◎ 知的財産研究所：

中島 成研究部長、金子 好之統括研究員、高野 陽子主任研究員、福田 匡志主任研究員、井手 李咲研究員

第二回研究者会議では、会議前日に行われた日本と中国の有識者による意見交換会での議論を踏まえ、まず、日本側を代表して中山信弘教授より、知財制度における現状の課題というテーマについて、特許制度については、膨大な出願件数と権利の濫用が招く弊害という観点から、また、著作権については、権利の肥大化へ対抗する動きという観点からの発表があった。続く参加者全員による全体討議では、知的財産保護の強化の流れと、これに対する自由利用を求める流れを踏まえつつ、知的財産制度がもたらす経済的効果等について議論が行われた。

最後に、参加者を代表して、李明徳教授より、日本と中国のみならず東アジアという視点から、グローバルな知的財産制度の将来について課題の提唱と解決の検討につながるような研究成果となることを期待しているという総括があった。

2. 意見交換会

日時等：平成26年(2014年)1月21日（開催地：東京）

テーマ：日中の知財戦略に関する意見交換会～健全な知財制度とは何か～

参加者：以下のとおり

◎ 中国社会科学院 知識産権センター：

李 明德教授、管 育鷹教授、唐 広良教授

◎ 中南財經政法大学 知識産権研究センター：

呉 漢東教授、熊 琦副教授、詹 映副教授

◎ 日本側学識経験者：

中山 信弘教授（東京大学名誉教授、明治大学特任教授、知的財産研究所会長）、中山 一郎教授（國學院大學）

◎ 日本側ユーザー：

日本知的財産協会（岡本 武蔵リカルド氏、大城 貴士氏、傳 建順氏、山東 誠氏、小笠原 淳氏）

◎ 特許庁：

堂ノ上 武夫（総務課長）、塩澤 正和（国際政策課 多国間政策第二班長）

◎ 知的財産研究所：

中島 成研究部長、金子 好之統括研究員、高野 陽子主任研究員、福田 匡志主任研究員、井手 李咲研究員

この意見交換会は、中国の知的財産関係者を日本に招聘し、日本の有識者及びユーザーとともに、日中の知財戦略を比較検証し、健全な知財制度とは何か、知的財産のあるべき姿とは何かという視点に立ちかえることで、今後の中国が向かうべき方向性を日中の知財関係者で共有することを目的として開催した。

会議ではまず、中南財經政法大学の呉漢東教授より、中国の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（以下「十八期三中全会」とする）における知財政策の議論を踏まえた中国の知財に関する国家戦略について発表があり、続いて、中国社会科学院の李明徳教授より、中国における知財に係る法改正についての分析・評価に関する発表があった。

発表の後、参加者全員による全体討議を行った。討議では、中国の膨大な出願件数の背景や経済界への影響について、出願された発明の活用率が必ずしも高くない点や、そのため、近年は出願の質の向上に資する取組みが始まっている点などについて議論が行われた。また、特に中国の地方では、いまだに件数がイノベーションの評価指標として強く認識されているという説明や、日本とは異なり中国では企業先導型の知財戦略がとられておらず、産業の発達という観点からは企業をもっと重要視すべきという意見などが出された。

3. 研究討論会（ワークショップ）

日時等：平成26年(2014年)2月18日（開催地：北京）

会議名：知的財産専門裁判所設立に関する研究討論会

主 催：一般財団法人知的財産研究所、中国社会科学院知識産権センター

協 力：中国国際貿易促進委員会専利商標事務所

参加者：以下のとおり

◎ 中国社会科学院 知識産権センター：

李 明德教授、管 育鷹教授、唐 広良教授

◎ 日本人講師：

中山 一郎教授（國學院大學）、三村 量一弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

◎ 中国の知財関係者：

最高人民法院、北京市高級人民法院、北京市第一中級人民法院、北京市第二中級人民法院、北京市第三中級人民法院、江蘇省高級人民法院、重慶市第五中級人民法院、国家知識産権局、国家版權局、国家工商総局商標評審委員会、中国政法大学、中南財經政法大学 知識産権研究センター

◎ 日本国特許庁：

大河 卓郎中国係長

◎ 日本の知財関係者：

日本貿易振興機構 北京事務所 知的財産部、企業の知財担当者・弁護士等

◎ 知的財産研究所：

中島 成研究部長、高野 陽子主任研究員、福田 匡志主任研究員、井手 李咲研究員

中国では、司法制度改革の一環として知的財産専門の裁判所の設置に関する検討が進められているが、知的財産専門の裁判所は知財戦略を検討する上でも重要なテーマでもある。中国の司法関係者から中国における検討状況や中国特有の課題等について生の声を得ることにより、日中の知財戦略の考察を更に深めることを目的として、研究討論会を開催した。

討論会ではまず、中山一郎教授より、当時の知財推進事務局の一員としての経験も踏まえた日本の知財高裁の設立の背景についての紹介、三村量一弁護士より、知財高裁の判事としての経験及び退官後における訴訟代理人としての経験も踏まえた、知財高裁の運用に関する実務的な面についての発表があった。

次いで行われた全体討議では、北京市高級人民法院における調査研究や、江蘇省における知財専門の法廷設置に向けた取組みなどが紹介された。また、参加した中国の司法関係

者より、日本人講師に対し、日本の知財高裁の設置により得られた効果や管轄・審理運営といった実務面に関する積極的な質問が出され、議論が行われた。

討議の最後に、呉教授より総括として、中国における知的財産専門の裁判所設置については、「十八期三中全会」の決定で明記され、中国の中央政府における改革を全面的に深めていくための報告書に盛り込まれているだけでなく、今年度の中国最高人民法院の事業報告書にも記載されており、設置に向けた動きは今後加速することが予想されるという点が述べられた。また、主催者を代表した李教授からの閉会の挨拶では、中国はその国土の広さという課題と、同裁判所設置に向けた法整備が追い付いていない現状があり、諸外国の経験を取り入れつつ、中国にふさわしい法制度を整備する必要があるという提言がなされた。